

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	北部土木事務所	県道114号線 電線共同溝工 事(R2-2)	令和3年4月20日	23,100,000	(有)丸島建設	沖縄県今帰仁村字越地284	第162条の2 第1項第8号	一般競争入札に付した結果、入札参加者が いなかったため、平成28年度から令和元年度 にかけて県道114号線電線共同溝工事を行っ た実績がある業者を選定した。	
2	北部土木事務所	北部管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(R 3)	令和3年4月15日	3,267,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、道路法に基づく特車両通行許可 申請における書類審査等の技術支援業務であ る。 当該法人は、沖縄県管理道路等の台帳を一 元的に管理するための「OCTC公共施設情報 管理システム」に関する著作権・使用権を有し ており、審査において便覧に該当がない交差 点、橋梁等について、同システムを活用した円 滑な審査が可能となることから、随意契約の相 手方とした。	特命随意 契約
3	北部土木事務所	西屋部川災害 復旧設計業務 委託(R3)	令和3年5月7日	1,430,000	(株)ホープ設計	沖縄県那覇市首里赤田町3-5	第162条の2 第1項第5号	令和3年4月1日の集中豪雨により、西屋部川 の既設護岸が崩壊し、隣接する民家への二次 災害が懸念され、応急対策を行った。 当該箇所の護岸新設整備までは早くとも3年 かかる見込みであり、応急対策では不十分な ため、早急に仮護岸を整備することとして、詳細 設計を行うものである。 (株)ホープ設計については、過去に西屋部川 に係る設計業務に携わった経験から、現場条件 を熟知しており、設計図面を早期に作成するこ とができる。これにより、護岸工事の早期着手 が可能となることから選定した。	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	北部土木 事務所	名護本部線渡 久地橋仮棧橋 点検業務委託 (R3)	令和3年5月18日	4,565,000	(株)大興鋼業	沖縄県西原町字小那覇1491	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務委託は、本部町渡久地に残置されている仮棧橋の点検業務委託である。当該仮棧橋を使用し新設橋脚を設置する予定であったが、既設橋脚の取壊に伴い既設基礎の配置を確認したところ、設計と不一致だと判明した。そのため、新設杭の再配置検討に時間を要することから、工事を実施しない期間は当該仮棧橋の維持点検を行う必要が生じた。</p> <p>点検に際しては、施工上の経験や現場の状況等に精通している必要があることから、契約の性質・目的が競争入札に付することは適当でないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。</p> <p>(株)大興鋼業は、前年度工事で下請業者として実際に仮棧橋を設置しており、現場の状況等に精通していることから選定した。</p>	
5	北部土木 事務所	金武湾港海岸 (ギンバル地 区)技術審査等 支援業務委託 (R3)	令和3年5月18日	1,012,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、工事入札参加者から提出される技術資料を分析・整理する業務であり、発注工事情報に接することになる。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団であり、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保する体制も整備されており、発注関係事務を公正に行うことができるため選定した。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	北部土木事務所	北部管内技術審査等支援業務委託(R3-1)	令和3年5月21日	1,111,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 当該法人は、民間業者との利害関係がなく、公平・公正な技術審査ができる唯一の機関であり、他に変わるものはいないことから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約
7	北部土木事務所	北部管内フラワークリエイション業務委託(R3-4)	令和3年5月31日	6,424,809	社会福祉法人 豊饒会	沖縄県本部町字渡久地493-1	第167条の2 第1項第3号	本業務は、沖縄らしい風景まちづくりの観点から、花木等を設置し、重点管理を行うことで観光地沖縄県をアピールするものである。 障害者支援施設である当該法人より、本業務に対する参加要請があったことから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約
8	北部土木事務所	北部管内道路及び河川ボランティア支援業務委託(R3)	令和3年5月28日	10,791,000	公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会	沖縄県南風原町字新川135	第167条の2 第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を実施するものである。 ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品等の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。 このことから、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付すことは適当ではなく、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できることなどを考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める規定により左記の業者を契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	北部土木 事務所	北部地区河川 砂防事業技術 審査等支援業 務委託(R3)	令和3年6月21日	1,188,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、工事入札参加者から提出される技術資料を分析・整理する業務であり、発注工事情報に接することになる。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団であり、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保する体制も整備されており、発注関係事務を公正に行うことができるため選定した。</p>	特命随意 契約
10	北部土木 事務所	北部地区港湾 事業技術審査 等支援業務委 託(R3)	令和3年6月25日	3,564,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」)の審査を行う業務である。</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>契約者は競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であるため。</p>	特命随意 契約
11	北部土木 事務所	業務用車両等 賃貸借契約	令和3年4月1日	972,180	株式会社トヨタレンタリー ス沖縄	沖縄県那覇市赤嶺2丁目 13-1	第167条の2 第1項第6号	<p>環境再生課実施の電動車転換促進事業におけるPHV車入替えまでの1年間に限り、再リースを行う必要があるため。</p>	

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	中部土木事務所	中部管内特殊車両通行許可申請等審査支援業務委託(R3)	令和3年4月14日	3,201,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、中部土木管内の道路の保全を図るため、道路法に基づく特殊車両通行許可申請等における技術支援や書類審査を行うものである。</p> <p>特殊車両通行の申請にあたっては、貨物輸送の他、建設車両系が多く申請されることから、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において審査を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関であり、公正・中立な立場で審査を行えるため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
13	中部土木事務所	中部管内道路及び河川ボランティア支援業務委託(R3)	令和3年5月27日	27,808,000	公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会	沖縄県南風原町字新川135番地	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。</p> <p>ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品等の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。</p> <p>このことから、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付すことは適当ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める規定により左記の業者を契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	中部土木 事務所	水釜海岸水理 模型実験検討 業務委託(R3)	令和3年4月16日	5,610,000	(株)岩下建技コンサル tant	沖縄県浦添市前田二丁 目19番16号	第167条の2 第1項第6号	<p>本業務は、平成30年台風24号により被災した水釜海岸を「フレア護岸」で復旧した改良工事に関して、標準とされる設計基準に対して複雑な現地地形や条件等を再現する模型実験により実際の現象を解析し、技術的に検証するものである。</p> <p>実験は「水釜海岸水理模型実験業務委託(R2)」の業務計画によって、鹿児島大学の実験水槽内に再現された海底・地形や構造物の模型を配する実験であったが、新型コロナウイルスの蔓延に伴い大学側が一時中止の措置を執ったため、履行期間内での完了は難しくなり解析・検証を断念する結果となった。</p> <p>現在、鹿児島県内の新型コロナウイルス患者は減少傾向にあることから、改めて解析・検証の業務を発注し、早期に成果を得ることが目的である。</p> <p>【随意契約とする理由】</p> <p>(1)下記業者により立案された計画及び一貫した思想に基づき検証を行う必要がある。(解析を踏まえて実験の妥当性が評される)</p> <p>(2)仮に検討の結果、実験パターン等の追加があった場合でも同大学の実験水路に適応する模型が再利用出来る。</p> <p>(3)同一の業者で一体的に実施することで、最短期間かつ経済的(前業務の請負率を掛けつつ、計画検討が不要となるため他の業者が受注するより有利)に業務を完了することができる。</p> <p>以上のことから、左記業者と施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき契約を締結した。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	中部土木 事務所	県道20号線(泡 瀬工区)橋梁コ ンクリート耐久 性検討業務委 託(R3)	令和3年6月9日	5,896,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、設計・材料の面からだけでなく施工面の耐久性向上を目的として、コンクリート施工時の品質確保のための表層品質確保試行と課題等の整理を行い、沖縄県における品質確保技術確立の基礎資料を作成する業務である。</p> <p>当該業務は、県のコンクリート品質確保に向けた取り組みであり、その方法検討や評価を公正・中立に遂行可能な機関は公益財団法人沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)のみである。</p> <p>なお、建設技術センターは、社会資本の整備に関する調査(構造物の劣化や耐久性の向上)を実施しており、本業務はH27.3.24通知の「沖縄県建設技術センターと随意契約を締結する際の考え方について」の(6)調査研究業務に該当している。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者と契約した。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	中部土木 事務所	県道20号線(泡 瀬工区)架設施 工計画検討業 務委託(R3)	令和3年5月13日	2,508,000	一般社団法人 日本建設 機械施工協会	東京都港区芝公園3丁目 5番8号機械振興会館	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、県道20号線橋梁上部工整備の「P4-P6間の床版桁架設時」及び「P6-P8間箱桁架設時」の施工計画について、先行施工の優位性、課題、検討事項の抽出・整理、施工ステップ図作成を行う業務である。</p> <p>当該業務の実施にあたっては、機械化施工の知識に精通していることや、積算基準の構成要素となる特殊機械設備に関する高度な専門的知識と豊富な経験が不可欠である。</p> <p>さらに、幅広い行政分野にわたる技術的検討能力・情報収集能力が必要であるほか、中立性・公平性を有する必要がある。</p> <p>(一社)日本建設機械施工協会は、建設事業の機械化を推進し、国土の開発と経済の発展に寄与することを目的として設立された公益法人である。</p> <p>同協会は、多種多様な架設設備機械を用いた橋梁架設工法について、ノウハウがあり、本業務を遂行することができるのは当協会のみである。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2の2号の規定に基づき、左記業者契約した。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	中部土木 事務所	R3中城湾港 (泡瀬地区)技 術審査支援業 務委託(港湾・ 道路)	令和3年6月7日	2,167,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に 関する法律」に基づく総合評価落札方式による 工事の発注関係事務(技術審査)である。 当該業務の内容は、工事発注資料作成[公 告文(案)、入札説明書(案)]及び工事入札参 加者から提出される技術資料の分析・整理及 びヒアリング記録作成であり、発注工事情報に 接することになるため、建設コンサルタント等を 対象とした競争入札には適さない。</p> <p>公益財団法人 沖縄県建設技術センター(以 下、建設技術センター)は、建設事業に関する 技術及び事務の改善向上と建設工事用資材 の適正な品質確保を図ることにより、建設事業 の振興発展に寄与することを目的として、沖縄 県及び市町村の出捐により設立された財団で ある。このような趣意で設立された建設技術セ ンターは、十分な知識・経験を有する職員が配 置され、法令遵守及び秘密の保持を確保でき る体制が整備されていることから、発注関係事 務を公正に行う条件を備えている。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者 と契約した。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	中部土木事務所	中城湾港(西原与那原地区)臨港道路樹木管理業務委託(R3)	令和3年5月14日	2,640,000	公益社団法人 西原町シルバー人材センター	沖縄県中頭郡西原町字与那城135番地	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、中城湾港西原与那原地区の臨港道路1号線(中部管内)及び2号線の樹木管理業務を委託するものである。</p> <p>公益社団法人西原町シルバー人材センターは、高齢化社会へと急速に進む中、高齢化の「生きがい」の対象事業として、平成元年2月に法人認可されており、各方面で高齢者による事業を展開している。西原町シルバー人材センターの職種としては、清掃、草刈等を多く受託しており、まさに適材適所といえるところ、当事務所においても西原与那原地区(マリンタウン)の中部管内臨港道路の樹木管理業務(除草等)を受託しており、その結果においては十分な成果を上げている。</p> <p>当該センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターである。よってシルバー人材活躍を図るため、地元西原町の左記業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく契約を締結した。</p>	特命随意契約
19	中部土木事務所	中城湾港(新港地区)工業用地除草等管理業務委託(R3)	令和3年6月7日	4,697,000	公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター	沖縄県沖縄市美原3丁目1番1号	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、中城湾港(新港地区)工業用地における未売却用地の除草業務である。</p> <p>公益社団法人沖縄市シルバー人材センターは、高齢化社会へと急速に進む中、高齢化の「生きがい」の対象事業として、平成元年2月に法人認可されており、各方面で高齢者による事業を展開している。沖縄市シルバー人材センターの職種としては、清掃、草刈等を多く受託しており、まさに適材適所といえるところ、当事務所においても新港地区内の道路等の除草業務を受託しており、その結果においては十分な成果を上げている。</p> <p>当該センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターである。よってシルバー人材活躍を図るため、地元沖縄市の左記業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく契約を締結した。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	中部土木 事務所	令和3年度 車両燃料等売 買単価契約	令和2年4月1日	6,039,000	(株)りゅうせきライフサ ポート	沖縄県浦添市西洲2-2 -3	第167条の2 第1項第8号	沖縄県財務規則第120条により一般競争入札に付したが、入札者がいなかったため、入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、競争入札の際に示した要件(給油所の位置等)を満たす業者が左記の業者に限られたため、(株)りゅうせきライフサポートと単価契約を締結した。	単価契約
21	南部土木 事務所	R3南部東道路 総合的技術支 援業務委託(そ の1)	令和3年4月1日	11,055,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	南部土木 事務所	南部管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(R 3)	令和3年4月15日	3,223,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>特殊車両通行許可申請の審査にあたっては、車両や積載する貨物の特殊性等について総合的に判断し、合理的かつ公平・公正な審査を実施する必要がある。</p> <p>特殊車両通行の申請にあたっては、貨物輸送の他、建設車両系が多く申請させることから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において審査を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出損により設立されており、民間事業者との利害関係がない独立した機関であり、公正・中立な立場で審査を行える唯一の機関である。</p> <p>また、同センターは、県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「公共施設情報管理システム」を構築し運用しており、審査に必要な道路台帳等が保管されていることから円滑な業務実施が可能である。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同センターと随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	南部土木 事務所	金城ダム環境 管理業務委託 (R3)	令和3年4月19日	2,970,000	公益社団法人 那覇市シ ルバー人材センター	沖縄県那覇市銘苅2丁目 3番1号	167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、金城ダムの敷地内における遊歩道等の草刈り作業や貯水池周辺のゴミの除去等の軽易な業務を行うものである。</p> <p>下記の3つの理由により那覇市シルバー人材センターと随意契約を行うものである。</p> <p>1. 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条により、地方公共団体は高齢者の就業の確保のために必要な措置を講ずるよう努力するよう求められており、高齢者の雇用の機会を増やすことができる。2. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、県知事が指定するシルバー人材センターと契約ができる、3. 過去5年間の金城ダム環境管理業務委託の実績が良好である。</p> <p>以上のことから、那覇市シルバー人材センターを契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
24	南部土木 事務所	那覇大橋総合 的技術支援業 務委託(R3- 1)	令和3年4月22日	18,590,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	南部土木 事務所	南部管内道路 及び河川ボラ ンティア支援業 務委託(R3)	令和3年5月18日	29,964,000	公益社団法人 沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町字新川1 35	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。本業務に関しては、平成26年度の環境県土部門戦略会議の戦略テーマとして『持続可能な緑化の推進』を定めたことに起因し、従来縦割りで行っていたボランティアの支援等に関し、部局横断的なボランティアの支援組織を設け、支援の充実や普及啓発の強化に取り組むものである。なお、ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品等の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。よって、本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須である。このことから、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付すことは適当ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める規定により随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	南部土木事務所	令和3年度 性能規定型道路除草等業務委託(南部管内)	令和3年5月28日	18,920,000	(有)西原農園	沖縄県那覇市首里石嶺町4-135-1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、良好な沿道景観の形成に向けて、民間事業者の有するノウハウや創意工夫により除草作業の効率化や美観維持を図るため、性能規定型の植栽維持業務を試行するものであり、企画競争型随意契約とした。令和2年度末に企画競争型方式により広く技術提案を募集したところ、2者から応募があった。2者の技術提案内容等を、選定委員会において審査したところ、左記の者の提案が最も優れており、受託者として適当であると認められたため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
27	南部土木事務所	南部管内無電柱化推進事業等技術審査支援業務委託(R3)	令和3年6月17日	1,111,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務の内容は、工事入札参加者から提出される技術資料の分析・整理であり、発注工事情報に接することになるため、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。公益財団法人沖縄県建設技術センターは、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団であり、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法律遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えている。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	宮古土木 事務所	宮古管内道路 ボランティア支 援業務委託(R 3)	令和3年5月28日	10,593,000	公益社団法人沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町字新川1 35	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。</p> <p>ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を経ており、本業務は緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な内容となっている。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることを考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める規定により左記の業者を契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
29	下地島空 港管理事 務所	下地島空港港 湾衛生調査業 務委託(R3)	令和3年6月9日	1,584,000	沖縄サニタリー株式会社	沖縄県那覇市西二丁目 13番15号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、感染症媒介のリスク評価を行うものであり、本業務の実施に際して、感染症媒介動物に関する専門的知見等を有するとともに、空港での業務内容を熟知している者が行う必要がある。よって、本業務を実施できるのは、感染症対策に係る複数の条件を満たした事業者として沖縄県内で唯一、公益社団法人ペストコントロール協会より優良事業者として認証され、那覇港・那覇空港区域衛生管理運営協議会の会員として、空港内での業務を熟知している「沖縄サニタリー株式会社」のみであることから、本業者のみから見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特命随意契約を締結する。</p>	特命随意 契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	技術・建設業課	コリンズ・テクリス検索システム情報提供料	令和3年4月1日	2,173,810	(一財)日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂5丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	工事实績及び測量調査設計業務実績情報システムを使用できるサービスであり、当該サービスを提供できる唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
31	技術・建設業課	営繕積算システムRIBC2賃貸借	令和3年4月1日	1,089,550	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	東京都港区西新橋3-25-33	第167条の2第1項第2号	営繕工事に伴う積算業務の効率化及び合理化を図る目的のため、昭和58年に旧建設省と都道府県及び政令指定都市が積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム開発利用協議会」を発足した。 営繕積算システムは、本協議会からの依頼により(一財)建築コスト管理システム研究所が開発・整備し、著作権・所有権を有していることから、(一財)建築コスト管理システム研究所を随意契約の相手方とした。	特命随意契約
32	技術・建設業課	建設情報管理システム電算処理業務委託	令和3年4月1日	1,659,898	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-1-24	第167条の2第1項第2号	委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当該業務のため各県出資で設立した財団である。委託先、国、各県をLGWANで結び全許可業務で許可業務に用する情報を共有するもので、当該サービスを提供する唯一の団体であるため。	特命随意契約
33	技術・建設業課	企業情報の利用に関する契約書	令和3年4月1日	1,980,000	(一財)建設業技術者センター	東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア	第167条の2第1項第2号	建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者情報などの情報を提供するサービスであり、当該サービスを提供できる唯一の団体であるため。	特命随意契約
34	技術・建設業課	沖縄県建設業経営力強化支援事業業務委託	令和3年4月1日	9,530,000	(一社)沖縄県中小企業診断士協会	沖縄県那覇市首里末吉町4-2-19 コーポ23202号	第167条の2第1項第2号	企画競争型随意契約(プロポーザル)を用い、審査委員会で提案内容を審査の上、総合得点が最も高得点であったため、選定した。	特命随意契約
35	技術・建設業課	令和3年度土木工事積算システム資材等単価データファイル作成業務(その1)	令和3年5月26日	5,302,000	(一財)経済調査会沖縄支部	沖縄県那覇市松山1丁目1番19号	第167条の2第1項第2号	同業務に必要なデータの著作権を有している(一財)経済調査会沖縄支部と契約。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	技術・建設業課	令和3年度土木工事積算システム資材等単価データファイル作成業務(その2)	令和3年5月26日	3,685,000	(一財)建設物価調査会 沖縄支部	沖縄県那覇市久茂地3丁目1-1	第167条の2 第1項第2号	同業務に必要なデータの著作権を有している(一財)建設物価調査会沖縄支部と契約。	特命随意契約
37	技術・建設業課	新土木工事積算システムメンテナンス委託業務	令和3年4月1日	27,280,000	(一財)日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂5丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、システムの開発者に運用・改良を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
38	技術・建設業課	BV CADソフトサポート業務	令和3年4月1日	1,210,000	(株)ビッグバン	東京都千代田区岩本町2丁目8番12号	第167条の2 第1項第2号	ソフトのメンテナンス等は、ソフトの開発者にバージョンアップ、バグ等の対応を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
39	技術・建設業課	令和3年度 沖縄県リサイクル資材評価認定制度運営業務委託	令和3年4月8日	15,180,000	(公財)沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	リサイクル資材の認定に係る新規申請を受け、各種法令基準等に基づく書類審査、品質や安全性の確認試験、工場確認等を適正に行い評価委員会に諮る。また、品質管理確認のための工場立入検査は公平・公正に実施する必要がある。公平性や中立性が求められる公益性の高い業務で、同センターに代わる者はいないことから、随意契約を締結したものである。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	道路管理課	道路交通情報に関する委託業務	令和3年4月1日	14,841,200	公益財団法人 日本道路交通情報センター	東京都千代田区飯田橋1-5-10	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、県管理道路に関する情報の収集及び提供業務を公益財団法人 日本道路交通情報センターに委託するものである。</p> <p>日本道路交通情報センターは、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集及び提供を目的に設立された法人であり、道路交通法第109条の2第2項に規定する交通情報の提供に係る業務を実施する機関として公安委員会に認定されている。道路交通法及び同施行規則で規定される「交通情報の提供に係る事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」に合致する団体は県内には同法人以外にはない等の理由により、日本道路交通情報センターとの随意契約となっている。</p>	特命随意契約
41	河川課	令和3年度公共土木施設情報管理業務委託(R3)	令和3年5月10日	3,025,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、前年度に竣工した工事を対象に、沖縄県における河川の整備状況及び現況を明らかにし、河川管理に関する基礎資料の作成及び竣工図面等を「公共施設情報管理システム」へ反映させる業務である。</p> <p>本業務は、河川公共施設台帳を一元的に管理している「公共施設情報管理システム」のデータ更新であり、同システムに関する著作権・所有権を公益財団法人 沖縄県建設技術センターが有するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特命随意契約とした。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	海岸防災課	異常気象情報提供業務	令和3年4月21日	139,480	一般財団法人 日本気象協会	東京都豊島区東池袋3丁目1-1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県内における異常気象情報を速やかに入手して災害復旧事業を円滑に行う為のものである。 一般財団法人日本気象協会は昭和25年から気象庁の事業を補完する役割を担って設立された一般財団法人であり、最新の学理による地球規模の調査研究を展開し、高度な気象技術を有しており信頼性が高く、本業務を履行できる唯一の団体であるため契約の相手方とした。	単価契約 特命随意契約
43	港湾課	沖縄県土木工事積算システム改良業務(港湾工事補正)	令和3年6月30日	4,026,000	一般財団法人 日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂五丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	土木工事積算システムは、県職員が土木工事、港湾工事等の積算を行うためのシステムであり、県と一般財団法人日本建設情報総合センターが契約を締結し、使用している。本業務は、積算基準改定に伴い同システムの改良を行うものであり、同システムの著作権を有する左の者と契約した。	特命随意契約
44	港湾課	(本部港)官民連携国際旅客船受入促進協定等に係る支援業務	令和3年6月15日	2,000,000	西村あさひ法律事務所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号	第167条の2 第1項第2号	当該業務の契約の相手方は、これまでに本部港における官民連携国際旅客船拠点形成港湾の指定に関連して、本部港クルーズ拠点形成協定書の締結及び今回の委託業務内容に含まれる覚書案の作成に携わっている。 また、国土交通省港湾局の「官民連携による国策ルーズ拠点形成」の制度設立時から国の当該事業に関わっており、当該制度により指定を受けた指定港の全てにおいて、法律支援業務を行っている実績がある。 今後、連携船社と岸壁使用等に係る長期的な権利関係について、不利益のない調整等を行う必要があるため、制度、法規、および類似事例等当該委託事業について最も精通しているものとして当該者と随意契約を行った。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
45	港湾課	県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(桁製作設備損料その3)	令和3年6月21日	189,860,000	コーアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株) 特定建設工事共同企業体	沖縄県浦添市宮城2丁目17番2号 (代表構成員 コーアツ工業(株))	第167条の2 第1項第2号	<p>本工事は、橋梁整備における桁(セグメント)を製作するための桁製作設備の機械損料(償却費、維持修理費、管理費)工事である。</p> <p>桁製作設備は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その1)の受注者である左記業者が製作し、設置した設備である。</p> <p>当該設備は事業完了まで全セグメントを製作するために必要な設備であり、本橋梁建設のための特殊仕様となっている。</p> <p>償却費、維持修理費、管理費を含む機械損料については、左記業者と継続して契約しなければならない。</p> <p>上記の理由により、当該業務の性質が、競争入札に適さないものに該当することから左記業者と随意契約を行った。</p>	特命随意契約
46	空港課	下地島空港及び周辺用地の利活用促進支援業務	令和3年6月1日	9,363,464	PwCアドバイザリー合同会社	東京都千代田区大手町1-1-1	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、プロポーザル方式により下地島空港及び周辺用地の利活用を希望する事業者を募り、その事業者が提案する利活用方策について、実現性、持続性並びに地域経済への貢献度等を有識者委員会による検討・審査を踏まえ、利活用候補者の選定を行い、業務を遂行する上で十分な能力を有する者と判断されたため、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約
47	空港課	空港工事積算システム改良業務(R3)	令和3年6月25日	1,179,200	一般財団法人 日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂五丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	<p>空港工事積算システムは、県職員が土木工事、空港工事等の積算を行うためのシステムであり、県と一般財団法人日本建設情報総合センターが契約を締結し、使用している。本業務は、積算基準改定に伴い同システムの改良を行うものであり、同システムの著作権を有する左の者と契約した。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
48	都市公園課	令和3年度首里杜地区及び中城御殿跡地に関する整備基本計画策定業務委託	令和3年5月14日	33,770,000	(株)国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2第1項第2号	本業務は公園計画、都市計画、交通計画に加え琉球の歴史、文化に関する豊富な知識や専門的な技術が要求されることから技術提案に基づいて仕様を作成したほうが優れた成果をきたいできると考えられ、プロポーザル方式による発注方式を採用した。提出された技術提案書の評価を行い左記業者を適していると認め契約の相手方としたため。	特命随意契約
49	都市計画・モノレール課	令和3年度沖縄都市モノレール分岐器修繕業務(R3-1)	令和3年6月22日	133,177,000	沖縄都市モノレール株式会社 代表取締役社長 渡慶次 道俊	沖縄県那覇市字安次嶺377-2	第167条の2第1項第2号	営業区間で行われる修繕工事であり、沖縄都市モノレール株式会社が受託して実施することを「沖縄都市モノレール関連施設の大規模修繕委託に関する覚書」で締結しているため。	特命随意契約
50	下水道課	令和3年度沖縄県汚水処理事業の広域化・共同化計画検討業務	令和3年4月26日	12,430,000	(株)日水コン沖縄事務所	沖縄県那覇市赤嶺1丁目4番地1(ロムズビル)	第167条の2第1項第2号	当該業務は、令和2年度にプロポーザル方式による公募を行い、(株)日水コン沖縄事務所を契約の相手方として特定した。公募に際して、複数年度に跨がる提案であっても2年目移行の契約を確約するものではないと条件を付しているが、1年目業務をどのように具体化するかといった検討を、類似業務実績から着想した独自のノウハウを活かしてすすめており、これらの検討内容を2年目業務に活用する必要がある。そのため、他のコンサルが本業務を引き継ぐ場合、検討の継続性に担保が取れず、業務を遂行することが出来ない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される契約の性質又は目的が競争入札に適しないものと判断し、(株)日水コン沖縄営業所を契約の相手方として特定した。	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
51	建築指導課	建築行政共用データベースシステム(総合管理センター環境)利用契約	令和3年4月1日	3,440,250	一般財団法人 建築行政情報センター	東京都新宿区神楽坂1丁目15番地	第167条の2 第1項第2号	建築行政共用データベースシステムは国、特定行政庁および民間確認検査機関等の相互情報共有のため、開発・運営を(一財)建築行政情報センターがおこなっており、同社以外に契約できる機関はない。	特命随意契約
52	建築指導課	宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託	令和3年4月1日	1,695,000	一般財団法人 不動産適正取引推進機構	東京都虎ノ門三丁目8番21号	第167条の2 第1項第2号	宅建業の免許、宅地士の資格登録等の事務については、全都道府県及び国土交通省が契約の相手方である機構にその開発を依頼しており、当該システムを熟知した機構が運用管理も一元化して担うことが最適だと判断されるため。	特命随意契約
53	住宅課	令和3年度住まいの総合相談窓口整備業務	令和3年4月1日	8,923,200	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番7	第167条の2 第1項第2号	<p>当該業務は、住宅に係る各種制度の活用と多岐にわたる住宅関連の問題解決を図るため、住宅に係る情報提供及び相談業務を行うことを目的としている。</p> <p>住宅の建設や増改築に係る技術的な内容はもとより、建築物の建設等に係る苦情処理、法律、税金、不動産等に関することなど、業界に偏らない中立公平性が求められている。また、その内容が営利関係に及ぶことも予想され、相談・情報提供にあたっては公平性の確保が重要である。</p> <p>他県では、住宅供給公社への委託により業務を実施している事例が多く、県・市町村営住宅や公社賃貸住宅、その他公的賃貸住宅に係る入居相談等が多くしめる状況にあるため、その知識相談等が多く占める状況にあるため、その知識の専門性が問われる。</p> <p>沖縄県住宅供給公社は、公平性の確保や知識の専門性の観点から、本契約の性質及び目的から履行できる唯一の公共団体である。</p>	特命随意契約

土木建築部(局)における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
54	住宅課	県営住宅及び 集会所の火災 保険料	令和3年4月1日	29,426,134	公益社団法人 全国公営住宅火災共済 機構	東京都港区虎ノ門2丁目 3番17号虎ノ門2丁目 タワー21階	第167条の2 第1項第2号	地方自治法第263条の2で規定される、地方 公共団体が火災等による財産の損害に対し相互 救済事業を実施する際に議会の議決を経て 委託することができる全国的な公益法人である ため	特命随意 契約
55	住宅課	令和3年度沖 縄県営住宅家 賃等長期滞納 整理業務(本島 地区)	令和3年4月1日	20,223,066	沖縄県住宅供給公社・当 山法律事務所共同体 ①沖縄県住宅供給公社 ②当山法律事務所	①沖縄県那覇市旭町11 4番地7 ②沖縄県那覇市松尾2丁 目16番52号松尾公園テ ミビル4階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ左の1者から応募があった。企画提案内容 等を選考委員会において審査したところ、選定 基準を満たしていたため、契約の相手方として 選定した。	特命随意 契約
56	住宅課	令和3年度沖 縄県営住宅家 賃等長期滞納 整理業務(宮 古・八重山地 区)	令和3年4月1日	3,323,867	県営住宅の未収金解消 を目的とする事業 ①住宅情報センター(株) ②うむやす法律会計事務 所	①沖縄県宮古島市平良 字西里1107-7 ②沖縄県那覇市天久2- 10-28	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ左の1者から応募があった。企画提案内容 等を選考委員会において審査したところ、選定 基準を満たしていたため、契約の相手方として 選定した。	特命随意 契約
57	住宅課	県営住宅使用 料等集金代行 業務	令和3年4月1日	1,595,000	株式会社 沖縄債権回収 サービス	沖縄県那覇市西1丁目19 番7号	第167条の2 第1項第2号	法務大臣の許可を受け、効果的な債権回収 を行う体制を有しており、系列グループ外の債 権回収業務も受託可能な県内唯一の企業である ため	特命随意 契約
58	住宅課	県営住宅電算 システム運用 支援業務	令和3年4月1日	10,524,492	富士通Japan(株)沖縄支 店	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	第167条の2 第1項第2号	県営住宅電算システムの安全かつ円滑な運 用を期するため、開発先の富士通株式会社沖 縄支店と随意契約することが適当であると判断 したため。	特命随意 契約
59	住宅課	令和3年度県 営住宅建物明 渡等強制執行 業務委託	令和3年4月1日	2,309,890	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番 地7	第167条の2 第1項第2号	本業務を指定管理者以外のものに行わせる ことは、指定管理者以外の事業者が入居者情 報や住戸の鍵を取り扱うことになり、個人情報 や施設管理の面から支障を来す恐れがある。 このため、本業務については、県営住宅指定 管理者である沖縄県住宅供給公社との随意契 約を交わすことが適当であると判断したため。	特命随意 契約

土木建築部(局) における随意契約の実績 (令和3年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
60	施設建設課	宮古職員住宅南団地大規模改修工事監理業務	令和3年6月15日	4,510,000	(有)都一級建築設計事務所	沖縄県宮古島市平良字下里1379-5	第167条の2 第1項第2号	<p>本監理業務の設計は、左記契約の相手方が受注し、令和3年2月26日に完了している。</p> <p>本業務は、改修工事における監理業務であり、新築工事と異なり改修を行うなかで把握される外壁の劣化状況や、埋設されている配管、駆体等の状況により、計画の変更が想定された。</p> <p>左記契約の相手方は、設計業務を通して、施設管理者との調整及び施設利用者のアンケートに基づく意向状況把握、並びに、現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応ができ、改修の確実かつ円滑な進行が図れるものと考え、左記契約相手方と随意契約を締結した。</p>	特命随意契約